

## 役員及び評議員の報酬、日当等に関する規程

### (目的及び異議)

第1条 この規程は、社会福祉法人うえるかむ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、日当等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、職員給与と報酬等を合わせて支給する場合がある。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 日当
- (3) 評議員 日当

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
  - (イ) 法人の発展に多大な功績のあった役員に退職慰労金を支給する。
  - (ロ) 法人の財務状況を鑑みた上で、理事長の判断若しくは評議員会の決議により、退職慰労金の金額を、本規程に基づく金額以下若しくは全額支給をしない場合がある。

- (ハ) 法人の名誉を毀損し、あるいは法人に著しい損害等を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の決議を経て理事長が決定し、相当な減額若しくは不支給とすることがある。
- (ニ) 退職慰労金の支給後、前項の処置の対象となる在職中の事実が判明した場合には、支給済みの退職慰労金の一部若しくは全額の返還請求を行うことがある。
- 2 非常勤の役員に対する日当の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する日当の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 每月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第6条の規程に準じて支給）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する日当は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(就任又は退任等の場合における報酬等)

第7条 報酬計算期間の途中で新たに常勤理事に就任した場合、又は退任、解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成23年 7月27日より施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 9月27日より施行する。

この規程は、平成30年 3月 2日より施行する。

この規程は、令和 元年10月 5日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1, 000, 000円
常務理事	月額 750, 000円
理事	月額 500, 000円

※理事会等会議への出席については、開催毎に10, 000円を支給する。

別表第2（常勤の理事の退職金算定式）

役職名	最終報酬月額×在任年数×係数
理事長	最終報酬月額×在任年数×3.0
常務理事	最終報酬月額×在任年数×2.0
理事	最終報酬月額×在任年数×1.5

※上記在任年数は1か年単位とし、端数があるときは、6か月未満の端数を切り捨て、6か月以上の端数を1か年として計算する。

別表第3（非常勤の役員）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10, 000円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10, 000円
監事監査等への出席	20, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10, 000円

別表4（評議員）

	日 額
評議員会への出席	10, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10, 000円